

令和4年4月4日

## ▼タイトル

### 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種） にかかる接種間隔誤りについて

市内医療機関において、新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）を適正な接種間隔をあけることなくワクチンを接種した事案が2件発生しました。

## ▼事案発生日

- ①令和4年3月19日（土）
- ②令和4年3月23日（水）

## ▼事案を確認した日

令和4年4月1日（金）

## ▼概要

市内の1医療機関が実施した新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種（3回目接種）について、2回目接種を行った日から6か月に満たない接種間隔により、2名の方（40歳代女性は2日間、50歳代女性は7日間満たさず）に3回目の接種をしていた事案が発生していたことを4月1日に確認しました。その後、調査したところ、その概要は次のとおりです。

なお、現在、被接種者の方に健康被害はありません。

## ▼発生の原因

厚生労働省による新型コロナウイルスワクチンについての「6か月以上の接種間隔をにおいて」とは、「2回目接種を行った日から6か月後の同日」以降を指しますが、医療機関に確認したところ概ね6か月经過しており接種が可能と判断したことによります。

## ▼本市の対応

市が接種間隔の誤りを確認後、直ちに被接種者に連絡をとり、健康状態の確認を行うとともに、当該医療機関に事情聴取を行いました。

今後、市内で接種を行う医療機関に対し接種間隔の周知を徹底することで再発防止に努めます。

## ▼問い合わせ先

- 所 属：健康福祉部 コロナワクチン対策室
- 担 当：長瀬、八田
- 電話番号：0740（25）8553
- ファックス：0740（25）5678